

障害児を育てているママに、ちょっと役立つ情報をお届けします。

ねこの手 どうぞ

No. 61

発行

あづさ行政書士事務所

発行日

2020年9月1日

問題解決の前に考えたいこと・続き

No.61 では、問題を解決するための方法は、簡単なものから試すといいことをお伝えしました。前回に続いて、今回は問題解決のゴール設定についてです。

※ 過去のペーパーが欲しい方は、当事務所のサイトに掲載しているPDF ファイルをプリントするか、ご連絡ください。

ゴールはふたつ用意する

何か問題があって解決するために動くとき、すべてがうまくおさまってパーフェクトな結果になることはほとんどありません。どこかで妥協をしたり、目をつぶったりする部分も出てきます。むしろ、完璧を望みすぎてしまうと、いつまでたっても解決のゴールにたどり着けなくなってしまいます。

ですので、問題解決のゴールは、ふたつ用意しておくことをおすすめします。ひとつめは「満点のゴール」で、解決の目標にします。ふたつめは「まあまあ合格のゴール」で、「ここまでできれば、ひとまずよし」と思えるところです。ほどほどの結果で納得できるようになれば、問題解決のハードルはより低くなります。

人は気持ちに余裕がないときほど、完璧な結果を求めてしまう傾向があることも覚えておいてください。満点のゴールにこだわりすぎないことも、問題を解決する大切なポイントです。

ごあいさつ

こんにちは。行政書士の佐々木あづさです。

「自由に使えるお金を10億円もらえたら、今の仕事を続けますか？」という質問を聞いたことがありますか。

「続ける」と答えた人は、今の仕事にお金を稼ぐ以外のやりがいや価値を見つけれられているのだそうです。

私の答えは、もちろん「続ける」です。困っている人の役に立てる行政書士の仕事を誇りに思っています。

どうぞ、いつでも気軽にお声がけください。



障害のあるお子さんがいる 保護者向け

* ランチ交流会付きセミナー *

「親なきあと問題」(基礎編)

我が家に必要な対策は？

「親なきあと問題」に不安や焦りを感じる保護者さんに向けて、どういったことが問題になるのか、どのような対策・支援があるのかといったことを、全体的にお話しします。【4月に中止したセミナーです】

また、ご家庭によって困りごと(問題点)は違います。我が家・我が子に必要な対策は何かを浮かびあがらせるワークショップも行いますので、まずは一歩踏み出してみましょう。



※ ①は終了しました

日時：① ~~令和2年8月5日(水)~~ } ※内容同じ
② 令和2年9月4日(金)

[①②共]セミナー 午前10時30分～11時30分
ランチ交流会 午前11時30分～

場所：Community Cafe b (ふらっと)
千葉市緑区おゆみ野6-27-4B
電話 043-497-4375 ※駐車場・店裏側
ホームページ <https://cafe-hlat.com/>

参加人数：中止した4月分にお申込みいただいた方を優先します。①②ともに若干名。(要予約)

参加費：ランチ代 1,600円

講師：佐々木あづさ／あづさ行政書士事務所

申込方法：電話かメールでご連絡ください。

ユキマサくん
情報 ⑧

行政書士会公式キャラクター「ユキマサくん」の情報です。

ユキマサくんのご主人(飼い主)は、行政書士の「くらしまもる」さんです(38歳・独身、イラスト中央奥)。両隣にいるのは、まもるさんの祖父母です。



行政書士は、行政手続きと書類作成の専門家(国家資格者)です。



行政書士会公式キャラクター
ユキマサくん

【あづさ行政書士事務所】 行政書士 佐々木あづさ
〒260-0824 千葉県千葉市中央区浜野町 1025-106
TEL:043-312-2289 FAX:043-312-8800
PC-Mail: azusa.g@zc.wakwak.com
HP: <http://park6.wakwak.com/~azusa.g/>



障害児を育てているママに、ちょっと役立つ情報をお届けします。

No. 62

発行

あづさ行政書士事務所

発行日

2020年10月1日

ねこの手 どうぞ

障害者手帳による施設使用料免除

No.52 で、障害者手帳（身体・療育・精神）を提示すると多くのレジャー施設で使用料が免除・割引されることをお伝えしました。

※ 過去のペーパーが欲しい方は、当事務所のサイトに掲載しているPDF ファイルをプリントするか、ご連絡ください。

障害者手帳を持っている本人と付き添い1人の使用料（入園料・入館料）が無料になる、千葉市の公営レジャー施設です。

- ・千葉ポートタワー
- ・千葉市動物公園 ※普通車の駐車場使用料も免除
- ・千葉市美術館
- ・三陽メディアフラワーミュージアム
- ・千葉市科学館 ※企画展示・プラネタリウム特別投影は2割引
- ・公営プール（10カ所）

上記以外の施設情報の探し方

公営でも民営でも、行きたい施設が決まっているなら直接問い合わせるか、公式サイト（自主運営のホームページ）を確認しましょう。

また、「障害者手帳、お出かけ」といったキーワードでインターネット検索をすると、情報をまとめたサイトが見つかります。リフレッシュに、思い出作りに、楽しいお出かけをしたいですね。

ごあいさつ

こんにちは。行政書士の佐々木あづさです。

私は、人のうれしい、楽しい、しあわせな話を聴かせていただくのが大好きです。私に対してはどうぞ遠慮なく自慢話をしてください。

仕事柄、つらい体験や大変なできごとを聴くことが多いのですが、私は、困難な状況の中でも必ずどこかには小さな成功が隠れているに違いないと信じて話を聴きます。小さな成功探しが、問題解決の貴重な種になるからです。

お話しいただけるのをお待ちしております。



障害のあるお子さんがいる 保護者向け

* ランチ交流会付きセミナー *

ご好評 テーマ 特集

「これまでは日程があわなくて参加できなかった」という方向けに、ご好評いただいている3つの定番テーマのセミナーを開催します。おおまかな内容はこれまでと同じですが、以前参加くださった方にも満足いただけるよう、最新の情報や事例を加えます。もちろん交流会目当ての方も歓迎です。

※感染症流行などの影響で中止となる場合があります。

日時・テーマ：

- ① 令和2年10月8日(木) 親なきあと問題
(基礎編)
- ② 令和2年10月16日(金) 成年後見
- ③ 令和2年11月11日(水) 成年後見
- ④ 令和2年12月11日(金) 相続・遺言

内容
同じ

[①~④]セミナー 午前10時30分~11時30分
ランチ交流会 午前11時30分~

場所：Community Cafe b (ふらっと)
千葉県緑区おゆみ野6-27-4B
電話 043-497-4375 ※駐車場・店裏側
ホームページ <https://cafe-hlat.com/>

参加人数：①~④それぞれ10名程度(要予約)

参加費：ランチ代1,600円

講師：佐々木あづさ/あづさ行政書士事務所

申込方法：電話かメールでご連絡ください。

障害福祉の 行政書士 ①

私が「障害福祉の行政書士」をしているのは、私自身が障害のある子どもを育てていく中で、手続きの大変さを感じていたからです。

障害福祉関連の手続きは制度ごとに申請が必要な上、定期的に更新するものも多いです。

時間に余裕がないとき、日々のことだけで気持ち一杯のとき、代わりに手続きをしてくれる人がいれば助かるのと思うことがありました。

同じように困っている方の役に立ちたいというのが、私の願いです。

[No.30の再掲載文です]

行政書士は、行政手続きと書類作成の専門家(国家資格者)です。



行政書士会公式キャラクター
ユキマサくん

【あづさ行政書士事務所】 行政書士 佐々木あづさ
〒260-0824 千葉県千葉市中央区浜野町1025-106
TEL:043-312-2289 FAX:043-312-8800
PC-Mail: azusa.g@zc.wakwak.com
HP: <http://park6.wakwak.com/~azusa.g/>



障害児を育てているママに、ちょっと役立つ情報をお届けします。

No. 63

発行

あづさ行政書士事務所

発行日

2020年11月1日

ねこの手 どうぞ

千葉県障害者 きかん 基幹 相談支援センター

2020年10月から千葉市に「障害者基幹相談支援センター」が開設されました。障害を持つ人に関係する困りごとを総合的に相談することができます。介護保険という地域包括支援センター（千葉市での名称は「あんしんケアセンター」）の役割をしてくれるところです。

相談対象者は、市内在住の障害を持つ人とその家族、地域の人、施設などの関係機関で、年齢、障害の種類別、障害の診断が出ているかどうかにかかわらず、**無料**で利用できます。

開所時間は、月～土曜日の午前9時～午後5時（日曜日、祝日、年末年始は休み）。相談方法は電話、FAX、メール、来所、訪問を希望することができます。住んでいる各区のセンターにお問い合わせください。

- ・中央区障害者基幹相談支援センター
電話：043-445-7733
- ・花見川区障害者基幹相談支援センター
電話：043-239-6427
- ・稲毛区障害者基幹相談支援センター
電話：043-254-0671
- ・若葉区障害者基幹相談支援センター
電話：043-312-2853
- ・緑区障害者基幹相談支援センター
電話：043-310-5532
- ・美浜区障害者基幹相談支援センター
電話：043-304-5454

ごあいさつ

こんにちは。行政書士の佐々木あづさです。

困りごとの相談を受けた際、どのような解決策があるか調べていると、新しい知識を吸収することができて私自身の学びになります。

その学びがさらに次の相談者さんの役に立ち、いまはとてもよい知識のサイクルができあがっています。行政書士と福祉の仕事は日々勉強です。

「知る・わかる・情報を得る」だけで解決できる困りごとも多いです。よろしければ、あなたの困りごとを気軽にご相談ください。



障害のあるお子さんがいる 保護者向け

* ランチ交流会付きセミナー *

ご好評 テーマ 特集

「これまでは日程があわなくて参加できなかった」という方向けに、ご好評いただいている3つの定番テーマのセミナーを開催します。おおまかな内容はこれまでと同じですが、以前参加くださった方にも満足いただけるよう、最新の情報や事例を加えます。もちろん交流会目当ての方も歓迎です。

※感染症流行などの影響で中止となる場合があります。

日時・テーマ： ※①②は終了しました。

① ~~令和2年10月8日(木) 親なきあと問題~~

~~(基礎編)~~

② ~~令和2年10月16日(金) 成年後見~~

③ 令和2年11月11日(水) 成年後見

④ 令和2年12月11日(金) 相続・遺言

内容
同じ

[①~④]セミナー 午前10時30分~11時30分
ランチ交流会 午前11時30分~

場所：Community Cafe b (ぷらっと)

千葉市緑区おゆみ野6-27-4B

電話 043-497-4375 ※駐車場・店裏側

ホームページ <https://cafe-hlat.com/>

参加人数：①~④それぞれ10名程度(要予約)

参加費：ランチ代1,600円

講師：佐々木あづさ/あづさ行政書士事務所

申込方法：電話かメールでご連絡ください。

障害福祉の 行政書士 ②

障害福祉に関する手続きの仕方は、担当の窓口で質問すれば教えてもらえますが、窓口がどこかわからない人や、制度があること自体を知らない人は、そもそも問い合わせができません。

問題を解決するための余力がない人もいます。いろいろな理由があって(もしくは、なくても)役所に苦手意識を持っている人もいます。

行政と市民をより効率よく的確につなぐのが行政書士の使命です。手厚い支援が必要な人こそ、行政書士を頼っていただきたいと願っています。

[No.31の再掲載文です]

行政書士は、行政手続きと書類作成の専門家(国家資格者)です。



行政書士会公式キャラクター
ユキマサくん

【あづさ行政書士事務所】 行政書士 佐々木あづさ
〒260-0824 千葉県千葉市中央区浜野町 1025-106
TEL:043-312-2289 FAX:043-312-8800
PC-Mail: azusa.g@zc.wakwak.com
HP: <http://park6.wakwak.com/~azusa.g/>



障害児を育てているママに、ちょっと役立つ情報をお届けします。

No. 64

発行

あづさ行政書士事務所

発行日

2020年12月1日

ねこの手 どうぞ

セミナーでよく質問されることと回答

○ 福祉の情報はどこで知ることができますか？

→ 行政（国・都道府県・市区町村）のホームページや、公的な機関が発行する広報誌・案内・パンフレットで知ることができます。

また、市役所などの担当窓口で直接質問することもできます。特定の制度についてだけでなく、「ほかに、私が見える制度はありますか？」と聞けば、もれなく教えてもらえます。

○ 成年後見制度はいつから利用したらいいですか？

→ 例えば、銀行や施設から「成年後見人をつけてください」と言われたり、親御さんに健康の不安などがはじめて、本人（障害を持つお子さん）を支援するのが難しくなってきたりしたら、利用を検討するといいいと思います。

障害を持つお子さんが成人したら、もしくは家族が認知症になったら、必ず成年後見制度を利用するといいいけないというわけではありません。

できればある程度、成年後見制度の仕組みを理解してから利用することをおすすめします。

※ご家庭の状況によって回答が異なる場合があります。詳しくは個別にご相談ください。

ごあいさつ

こんにちは。行政書士の佐々木あづさです。

セミナーで一般的な知識をお伝えした後、参加して下さった方たちが気になるのは、「私・子ども・我が家はどちらがいいのか」という点だと思います。

ご家庭の状況や事情はそれぞれですから、もちろん一般的な内容がすべて当てはまるわけではありません。当てはめが難しいときはどうぞ個別にご相談くださいませ。

セミナー直後でも、ふと思い出されてからでも気軽にお声がけいただけたらうれしいです。



障害のあるお子さんがいる 保護者向け

* ランチ交流会付きセミナー *

ご好評 テーマ 特集

「これまでは日程があわなくて参加できなかった」という方向けに、ご好評いただいている定番テーマのセミナーを開催します。おおまかな内容はこれまでと同じですが、以前参加くださった方にも満足いただけるよう、最新の情報や事例を加えます。もちろん交流会目当ての方も歓迎です。

※感染症流行などの影響で中止となる場合があります。

日時・テーマ： ※①～③は終了しました。

- ④ 令和2年12月11日(金) 相続・遺言
 - ⑤ 令和3年1月16日(土) 相続・遺言
 - ⑥ 令和3年1月20日(水) 親なきあと／基礎
 - ⑦ 令和3年2月19日(金) 情報シート
- ④と⑤の内容は同じです。

[④～⑦]セミナー 午前10時30分～11時30分
ランチ交流会 午前11時30分～

場所：Community Cafe b (ぷらっと)
千葉県緑区おゆみ野6-27-4B
電話 043-497-4375 ※駐車場・店裏側
ホームページ <https://cafe-hlat.com/>

参加人数：④～⑦それぞれ10名程度(要予約)

参加費：ランチ代1,600円

講師：佐々木あづさ／あづさ行政書士事務所

申込方法：電話かメールでご連絡ください。

障害福祉の
行政書士 ③

行政の手続きは、どこかですみずいて進まなくなってしまうときに、とても困ります。

役所で教えてくれるのは、一般的な説明だけ。周囲の人に聞いても、状況や問題が違うのであまり参考にはなりません。

そうしたときにこそ、行政書士を頼っていただきたいのです。

学校の勉強に例えれば、学習のつまずきを個別指導の学習塾で乗り越えるイメージです。あなたにぴったりの問題解決方法を、ぜひいっしょに探しましょう。

[No.32の再掲載文です]

行政書士は、行政手続きと書類作成の専門家(国家資格者)です。



行政書士会公式キャラクター
ユキマサくん

【あづさ行政書士事務所】 行政書士 佐々木あづさ
〒260-0824 千葉県千葉市中央区浜野町 1025-106
TEL:043-312-2289 FAX:043-312-8800
PC-Mail: azusa.g@zc.wakwak.com
HP: <http://park6.wakwak.com/~azusa.g/>



障害児を育てているママに、ちょっと役立つ情報をお届けします。

ねこの手 どうぞ

No. 65

発行

あづさ行政書士事務所

発行日

2021年1月1日

情報シートが役に立った話

障害を持つお子さんの特に大切な情報を 1～数枚程度のプリントにまとめた「情報シート」を作ることをおすすめしています。その情報シートが実際に役立ったというお話をふたつご紹介します。

※情報シートについては、過去のペーパー（No.10・11・22・48・49・51）で詳しく取り上げているほか、セミナーのテーマでも扱っています。

① 入所施設が早めに決まった話

入所施設を探しているとき、何力所かの施設見学時に情報シートを持参していたら、早めに入所施設が決まったという保護者さんがいらっしゃいました。情報シートの効果だけではありませんが、お話を聞いて私もうれしかったです。

② 我が子の外出時トラブルで活用できた話

私は子どもが一人で外出する際は、情報シートを持たせるようにしています。先日、駅で子どもがパニック発作を起こしてしまったとき、駅員さんが情報シートを見つけて、すぐに連絡をくれました。そのままかかりつけの病院に救急搬送をしてもらうことができ、本当に助かりました。子どももそのトラブル以後は、情報シートを携帯するのを面倒がらなくなりました。

ごあいさつ

こんにちは。行政書士の佐々木あづさです。

「同じ内容のセミナーにもう一度参加してもいいですか」と質問されることがあります。答えは「何度でもどうぞ」です。

繰り返し話題を聞けばより理解が深まりますし、そのときどきのセミナーで、説明の量や順番が多少変わるときもあります。私自身も飽きられてしまわないよう、工夫を心がけています。

交流会付きのセミナーでは、メンバーが違えば新しい出会いもあるでしょう。ぜひ何度でもお申し込みくださいませ。



障害のあるお子さんがいる 保護者向け

* ランチ交流会付きセミナー *

ご好評 テーマ 特集

「これまでは日程があわなくて参加できなかった」という方向けに、ご好評いただいている定番テーマのセミナーを開催します。おおまかな内容はこれまでと同じですが、以前参加くださった方にも満足いただけるよう、最新の情報や事例を加えます。もちろん交流会目当ての方も歓迎です。

※感染症流行などの影響で中止となる場合があります。

日時・テーマ： ※①～④は終了しました。

- ⑤ 令和3年1月16日(土) 相続・遺言
- ⑥ 令和3年1月20日(水) 親なきあと/基礎
- ⑦ 令和3年2月19日(金) 情報シート
- ⑧ 令和3年4月21日(水) お子さんが小さいうちに知っておいてほしいこと

[⑤～⑧]セミナー 午前10時30分～11時30分
ランチ交流会 午前11時30分～

場所：Community Cafe b (ぷらっと)
千葉県緑区おゆみ野6-27-4B
電話 043-497-4375 ※駐車場・店裏側
ホームページ <https://cafe-hlat.com/>

参加人数：④～⑦それぞれ10名程度(要予約)

参加費：ランチ代1,600円

講師：佐々木あづさ/あづさ行政書士事務所

申込方法：電話かメールでご連絡ください。



行政書士の業務は「行政書士法」という法律に基づいて行います。業務中に知った依頼人の情報について、堅く秘密を守るよう行政書士法に決められています。守秘義務は行政書士を辞めても続きます。

反対に、必要な情報を正しくお伝えいただけないと、手続きがうまく進まなくなり、ご依頼の内容が実現できなくなってしまいかねません。

言いにくいことや、ご自身にとって不利な内容でも、専門家の守秘義務を信頼してお話してください。

行政書士は、行政手続きと書類作成の専門家(国家資格者)です。



行政書士会公式キャラクター
ユキマサくん

【あづさ行政書士事務所】 行政書士 佐々木あづさ
〒260-0824 千葉県千葉市中央区浜野町1025-106
TEL:043-312-2289 FAX:043-312-8800
PC-Mail: azusa.g@zc.wakwak.com
HP: <http://park6.wakwak.com/~azusa.g/>



障害児を育てているママに、ちょっと役立つ情報をお届けします。

ねこの手 どうぞ

No. 66

発行

あづさ行政書士事務所

発行日

2021年2月1日

情報があまりすぎて混乱してしまったら

例えば、ショートステイなどで施設を利用したいというように、ゴール（目的）は決まっているのに、どのように手続きをしたらいいかわからないとき。周囲の人にアドバイスをもらうのもいいのですが、いろいろな情報が集まりすぎると、かえって混乱してしまうときがあります。

情報があまりすぎて、どれが正しいのかわからなくなってしまったら、もう一度、ゴールから整理することをおすすめします。手続きの仕方がわからないなら、手続きの受付先が教えてくれた内容が正解です。施設の利用手続きならその施設、行政の手続きなら行政の窓口で質問して返ってきた答えの通りにしましょう。

ゴールがわからないときは

反対に、困っている状況だけがあって、ゴール（解決方法）がわからないときもあります。そうしたときは、使える制度や利用可能な施設の情報を集めることで選択肢が広がり、解決のイメージがつかめるときもあります。

たくさんの情報を集めるなら、話しやすい周囲の人に自分の困っている状況を伝えて、何か役に立つような情報を持っているか質問してみましょう。もちろん、その情報が正しいか、自分が使えるものかは、自身で確認することが大切です。

ごあいさつ

こんにちは。行政書士の佐々木あづさです。

先日、初めて土曜日にセミナーを開催したとき、参加してくださった方から「平日はなかなか都合がつかない」という話をお聞きしました。

土日はお子さんや家族の予定があるだろうと平日にセミナーを設定していたのですが、ご事情は人それぞれと改めて気づきました。今後はぜひ土日や祝日も検討します。

セミナーの開催日、テーマ・内容のリクエストは喜んでお受けいたします。どうぞお声がけくださいませ。



障害のあるお子さんがいる 保護者向け

* ランチ交流会付きセミナー *

ご好評 テーマ 特集

「これまでは日程があわなくて参加できなかった」という方向けに、ご好評いただいている定番テーマのセミナーを開催します。おおまかな内容はこれまでと同じですが、以前参加くださった方にも満足いただけるよう、最新の情報や事例を加えます。もちろん交流会目当ての方も歓迎です。

※感染症流行などの影響で中止となる場合があります。

日時・テーマ： ※①～⑥は終了しました。
今後も追加の可能性あります。

- ⑦ 令和3年2月19日(金) 情報シート
- ⑧ 令和3年4月21日(水) お子さんが小さいうちに知っておいてほしいこと

[⑦⑧]セミナー 午前10時30分～11時30分
ランチ交流会 午前11時30分～

場所：Community Cafe b (ふらっと)
千葉県緑区おゆみ野6-27-4B
電話 043-497-4375 ※駐車場・店裏側
ホームページ <https://cafe-hlat.com/>

参加人数：⑦⑧それぞれ10名程度(要予約)

参加費：ランチ代1,600円

講師：佐々木あづさ/あづさ行政書士事務所

申込方法：電話かメールでご連絡ください。

ペーパーの 入手方法

このペーパー「ねこの手どうぞ」は、当事務所のホームページにすべてのナンバーを掲載しています。No.1(創刊号)から最新号までPDFファイルでアップしているののでプリントもできます。

ホームページのアドレスは下記にあります。もしくは、検索サイトで「あづさ行政書士事務所」をキーワードにしてお探しください。

ホームページを見るのが難しい場合は、ご連絡をいただければ郵送いたします。どうぞ気軽にお問い合わせください。

行政書士は、行政手続きと書類作成の専門家(国家資格者)です。



行政書士会公式キャラクター
ユキマサくん

【あづさ行政書士事務所】 行政書士 佐々木あづさ
〒260-0824 千葉県千葉市中央区浜野町1025-106
TEL:043-312-2289 FAX:043-312-8800
PC-Mail: azusa.g@zc.wakwak.com
HP: <http://park6.wakwak.com/~azusa.g/>



障害児を育てているママに、ちょっと役立つ情報をお届けします。

ねこの手 どうぞ

No. 67

発行

あづさ行政書士事務所

発行日

2021年3月1日

生活困窮者自立支援制度

生活資金が足りないときに使える公的な福祉制度は、「生活保護」以外にもいろいろあります。なかでも「生活困窮者自立支援制度」は対象者が幅広く、総合的な支援が受けられる制度ですのでご紹介します。

生活困窮者自立支援制度は、生活保護に至る前のセーフティーネットとして2015年(平成27年)4月に始まりましたが、まだほとんど知られていません。対象者の制限がなく、お金・仕事・住む場所など生活に困りごとを抱えている人なら誰でも相談支援を受けることができます(支援内容によっては資産収入の条件があります)。

支援の内容

※は資産収入などの条件があります。

- 自立相談支援事業
具体的な支援プランを作成してもらえます。
- 住居確保給付金の支給(家賃相当額の支給)※
住居を失った人や失うおそれの高い人に、就職活動することを条件に、一定期間、家賃相当額が支給されます。
- 一時生活支援事業 ※
住居のない人や不安定な住居形態の人に、一定期間、宿泊場所や衣食を提供してもらえます。

[裏面に続きます]

ごあいさつ

こんにちは。行政書士の佐々木あづさです。

誰にでも苦手な作業はありますが、書類作成や手続き関係はとくに得意不得意が別れます。また、時間や気持ちに余裕がない状況では、負担感がより大きくなるでしょう。

専門家はサービス業です。家事代行サービスが普及してきたように、大変な手続きは専門家に頼める、頼んでもおかしくないというような流れができればいいなと思っています。

私は「気軽に頼れる」行政書士を目指しています。



[表面から続きます]

- 家計相談（改善）支援事業
家計の立て直しをアドバイスしてもらえます。
- 生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援事業
学習支援や居場所づくりなど、子どもだけでなく保護者の支援も受けられます。

ほかにも就労準備支援事業（※）、就労訓練事業（※）といった、経済的・社会的に自立するための支援を受けることができます。全国の福祉制度です。詳しくはお住いの都道府県・市の担当窓口にお問い合わせください。

千葉市の相談窓口

月～金曜日（祝日・年末年始をのぞく）
8時30分～17時30分

- 千葉市生活自立・仕事相談センター中央
TEL 043-202-5563/FAX 043-221-3370
- 千葉市生活自立・仕事相談センター花見川
TEL 043-307-6765/FAX 043-307-6766
- 千葉市生活自立・仕事相談センター稲毛
TEL 043-207-7070/FAX 043-207-7072
- 千葉市生活自立・仕事相談センター若葉
TEL 043-312-1723/FAX 043-312-6403

専門家に頼むという
選択肢

障害福祉に関する手続きなら、障害手帳や障害福祉サービスは行政書士、障害年金や介護保険は社会保険労務士がお手伝いできます。

複雑な状況でどうしたらいいかわからないときに、内容を整理して、解決の糸口を見つけるのが専門家の仕事です。

自分でやれば費用のからない手続きですが、どうしてもできないときは有料とはいえ専門家に頼めるというのを、ぜひ心の片隅で覚えておいてください。

[No.46の再掲載文です]

行政書士は、行政手続きと書類作成の専門家（国家資格者）です。



行政書士会公式キャラクター
ユキマサくん

【あづさ行政書士事務所】 行政書士 佐々木あづさ
〒260-0824 千葉県千葉市中央区浜野町 1025-106
TEL:043-312-2289 FAX:043-312-8800
PC-Mail : azusa.g@zc.wakwak.com
HP : <http://park6.wakwak.com/~azusa.g/>



障害児を育てているママに、ちょっと役立つ情報をお届けします。

ねこの手 どうぞ

No. 68

発行

あづさ行政書士事務所

発行日

2021年4月1日

「こころの体温計」

千葉市が無料で公開しているメンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」をご紹介します。通信料は自己負担になりますが、パソコン・スマートフォン・携帯電話で、気軽に匿名で心理状態がチェックできます。（※「こころの体温計」は、東海大学医学部附属八王子病院により開発されたシステムです。）

おすすめは「本人モード」。質問に回答して判定されたストレスを、金魚・猫・水草などでイラスト表示してくれます。結果表示のページから千葉市の相談窓口一覧にリンクが貼ってあるのも便利です。

ほかにも、「家族モード」「赤ちゃんママモード」「ストレス対処法タイプテスト」「アルコールチェック」のメニューがあります。チェックテストの利用は千葉市外の人でも可能です（相談は居住地の窓口へ）。

「こころの体温計」サイト

<https://fishbowlindex.jp/chiba/demo/index.pl>



左のQRコードを読んでサイトを開くか、検索サイトで『千葉市 こころの体温計』で検索してください。

今、自分にかかっているストレスがどの程度なのか、自分や大切な人がエネルギー切れになりかかっていないか、ときどきチェックしてみるといいですよ。

ごあいさつ

こんにちは。行政書士の佐々木あづさです。

何か困ったことがあったとき、自分だけで解決できる問題であれば、ほかの人に知られずに済ませたいと思う気持ちはよくわかります。

けれど、自力にこだわりすぎて問題がこじれてしまったら、さらに解決が遠のいてしまいかねません。心身のエネルギーの消耗も心配です。

私によければ、よろこんでご相談にのります。公的な相談窓口を探すお手伝いもできますので、どうぞ気軽にお声がけください。



障害のあるお子さんがいる 保護者向け

* ランチ交流会付きセミナー *

「親なきあと問題」(住まい編)

住まいから考える将来

「親なきあと問題」を考えるためには、障害のあるお子さんの将来の住まいをどうするかをまず想定する必要があります。グループホームや施設に入所するのか、自宅なら一人暮らしか親族同居かといった住まいのかたちによって、生活費が大きく変わってくるからです。



住まいのかたちと生活費のめやす、住まいを検討するときのポイントを知って、今から少しずつ準備を始めましょう。

日時：① 令和3年5月26日(水) } ※内容同じ
② 令和3年6月ごろ

[①②共]セミナー 午前10時30分～11時30分
ランチ交流会 午前11時30分～

場所：Community Cafe b (ふらっと)
千葉県緑区おゆみ野6-27-4B
電話 043-497-4375 ※駐車場・店裏側
ホームページ <https://cafe-hlat.com/>

参加人数：お申し込み順に 各10名(予約制)

参加費：ランチ代1,600円

講師：佐々木あづさ/あづさ行政書士事務所

申込方法：電話かメールでご連絡ください。

おすすめの本 ①

障害のある子が
将来にわたって
受けられる
サービスのすべて

監修/渡部伸
発行/自由国民社
定価/1,500円+税

子どもに障害があるかもしれないと不安になったときから長く活用できる本です。教育、就労、障害手帳、障害年金、親なきあとといった情報がわかりやすく整理されているので、子どもの成長にあわせて必要なところを読むことができます。

渡部伸さんのたくさんの著書の中で、一番おすすめしたい本です。

行政書士は、行政手続きと書類作成の専門家(国家資格者)です。



行政書士会公式キャラクター
ユキマサくん

【あづさ行政書士事務所】 行政書士 佐々木あづさ
〒260-0824 千葉県千葉市中央区浜野町1025-106
TEL:043-312-2289 FAX:043-312-8800
PC-Mail: azusa.g@zc.wakwak.com
HP: <http://park6.wakwak.com/~azusa.g/>



障害児を育てているママに、ちょっと役立つ情報をお届けします。

No. 69

発行

あづさ行政書士事務所

発行日

2021年5月1日

ねこの手 どうぞ

税金の優遇・減免

本人・配偶者・扶養親族に障害がある場合、税金の優遇や減免が受けられます。とくに所得税・住民税の控除、自動車税・軽自動車税の減免はよく知られていますが、そのほかの、使う機会は少なくとも大きな優遇が受けられるふたつを簡単にご紹介します。

相続税の控除

85歳未満の障害者が法定相続人の立場で相続した財産は、一定額の控除が受けられます。

控除額は、特別障害者※は【満85歳になるまでの年数×20万円】、障害者は【満85歳になるまでの年数×10万円】です。

贈与税の優遇

特別障害者※と精神に障害のある人に対して「特定障害者扶養信託契約」に基づいて贈与をする場合、信託財産の一定の価格までは贈与税がかかりません。優遇を受けるためには、税務署に書類を提出する必要があります。

贈与税がかからない価格は、特別障害者は6千万円、精神に障害のある人は3千万円です。

※ 特別障害者：身体障害者手帳1・2級、療育手帳A～Aの2、精神障害者保健福祉手帳1級

ごあいさつ

こんにちは。行政書士の佐々木あづさです。

セミナーに参加してくださった方の感想です。

「自分なりに福祉の情報を集めてきたつもりでしたが、ほかの参加者さんとのお話しから、まだこぼれていた情報があることに気付きました。自分一人の視点だけでは足りないんですね。」

本当にその通りです。たくさんの人の視点があれば、情報をより取りこぼしにくくなります。福祉関係の情報集めに大変さを感じたら、ぜひ私の視点も加えさせてくださいませ。



障害のあるお子さんがいる 保護者向け

* ランチ交流会付きセミナー *

「親なきあと問題」(住まい編)

住まいから考える将来

「親なきあと問題」を考えるためには、障害のあるお子さんの将来の住まいをどうするかをまず想定する必要があります。グループホームや施設に入所するのか、自宅なら一人暮らしか親族同居かといった住まいのかたちによって、生活費が大きく変わってくるからです。



住まいのかたちと生活費のめやす、住まいを検討するときのポイントを知って、今から少しずつ準備を始めましょう。

日時：① 令和3年5月26日(水) } ※内容同じ
② 令和3年6月11日(金)

[①②共]セミナー 午前10時30分～11時30分
ランチ交流会 午前11時30分～

場所：Community Cafe b (ふらっと)
千葉県緑区おゆみ野6-27-4B
電話 043-497-4375 ※駐車場・店裏側
ホームページ <https://cafe-hlat.com/>

参加人数：お申し込み順に 各10名(予約制)

参加費：ランチ代1,600円

講師：佐々木あづさ/あづさ行政書士事務所

申込方法：電話かメールでご連絡ください。

おすすめの本 ②

子どもの発達に
「あれ？」と
思ったら読む本
～ママとパパへのエール～

著者/津田望

発行/幻冬舎

定価/1,200円+税

障害のあるお子さんを育てている(これから育てるかもしれない)保護者に「腹のくくり方」や「心がまえ」を教えてくれる本です。

現在の福祉制度の中で無理なく進められる、現実的な目標地点が書かれています。個別の問題解決や、実践的な取り組みを始める前に読んでほしい内容です。

行政書士は、行政手続きと書類作成の専門家(国家資格者)です。



行政書士会公式キャラクター
ユキマサくん

【あづさ行政書士事務所】 行政書士 佐々木あづさ
〒260-0824 千葉県千葉市中央区浜野町 1025-106
TEL:043-312-2289 FAX:043-312-8800
PC-Mail: azusa.g@zc.wakwak.com
HP: <http://park6.wakwak.com/~azusa.g/>



障害児を育てているママに、ちょっと役立つ情報をお届けします。

No. 70

発行

あづさ行政書士事務所

発行日

2021年6月1日

ねこの手 どうぞ

金利が優遇される制度

前回 (No.69) の税金に続いて、預貯金の金利が優遇される制度をご紹介します。残念なことに低金利の現在では効果が小さく、毎年手続きが必要なため手間がかかりますが、コツコツと賢く利用したいですね。

通称「マル優 (まるゆう)」

正式名称は「障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度」で、国税庁では「障害者等のマル優(非課税貯蓄)」の名称を使っています。

障害者手帳を持っている人や、障害年金を受給している人が事前に手続きをすることで、元本 350 万円までの預貯金の利子が非課税になる制度です。

同じような制度で、国債・地方債の額面合計額 350 万円までの利子が非課税になる「障害者等の少額公債の利子の非課税制度 (通称：障害者等の特別マル優)」というものもあります。同時にふたつを利用して、700 万円の利子を非課税にすることもできます。

ニュー福祉定期貯金

ゆうちょ銀行の預入期間 1 年ものの定額貯金について、金利が年 0.10% 上乗せされる制度です。特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者手当を受給している人や、障害年金を受給している人が利用できます。

ごあいさつ

こんにちは。行政書士の佐々木あづさです。

私は、「おかげさま」という感謝の気持ちを一番大切にしています。障害のある子を育てているひとり親家庭の母として、今も本当にたくさんの人や福祉制度に助けていただいています。

私が福祉の仕事をしているのは、ご恩返しに加えて、「困っているときはお互いさま」だからです。周囲に感謝しつつ、私も困っている人の助けになりたいと願っています。

お役に立てることがありましたら、気軽にお声がけくださいませ。



障害のあるお子さんがいる 保護者向け

* ランチ交流会付きセミナー *

ご好評 テーマ 特集

「これまでは日程があわなくて参加できなかった」という方向けに、ご好評いただいている定番テーマのセミナーを開催します。おおまかな内容はこれまでと同じですが、以前参加くださった方にも満足いただけるよう、最新の情報や事例を加えます。もちろん交流会目当ての方も歓迎です。

※感染症流行などの影響で中止となる場合があります。

日時・テーマ： ※①～⑧は終了しました。

今後も追加の可能性あります。

- ⑨ 令和3年6月23日（水）お子さんが小さいうちに知っておいてほしいこと
- ⑩ 令和3年7月9日（金）情報シート

[⑨⑩]セミナー 午前10時30分～11時30分
ランチ交流会 午前11時30分～

場所：Community Cafe b (ふらっと)
千葉県緑区おゆみ野6-27-4B
電話 043-497-4375 ※駐車場・店裏側
ホームページ <https://cafe-hlat.com/>

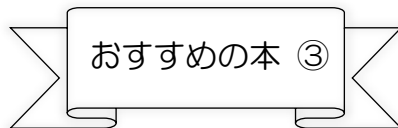
参加人数：⑨⑩それぞれ10名程度（要予約）

参加費：ランチ代1,650円

（⑨より値上げさせていただきます）

講師：佐々木あづさ／あづさ行政書士事務所

申込方法：電話かメールでご連絡ください。



まんがと図解でわかる 障害のある子の 将来のお金と生活

監修／渡部伸

発行／自由国民社

定価／1,500円＋税

「おすすめの本①」でご紹介した『障害のある子が将来にわたって受けられるサービスのすべて』と同じ著者、渡部さんの姉妹本です。内容は重複していますが、こちらはイラストと図が多く、さらっと読みやすくなっています。

「親なきあと」への備えも書かれているので、不安な気持ちがある保護者さんにおすすめします。

行政書士は、行政手続きと書類作成の専門家（国家資格者）です。



行政書士会公式キャラクター
ユキマサくん

【あづさ行政書士事務所】 行政書士 佐々木あづさ
〒260-0824 千葉県千葉市中央区浜野町 1025-106
TEL:043-312-2289 FAX:043-312-8800
PC-Mail：azusa.g@zc.wakwak.com
HP：http://park6.wakwak.com/~azusa.g/



障害児を育てているママに、ちょっと役立つ情報をお届けします。

ねこの手 どうぞ

No. 71

発行

あづさ行政書士事務所

発行日

2021年7月1日

援助希求行動（えんじょききゅうこうどう）

困っているときに、周囲から助けてもらいやすい人と、助けてもらいにくい人がいます。どうしたら助けてもらいやすくなるのかを考えて実践していくのが、支援をする側と受ける側の両方の立場であり、福祉の行政書士を名乗っている私の大きなテーマです。

つらいときや大変なときに周囲に助けを求める行動を「援助希求行動」といいます。援助希求行動を適切に行えれば、スムーズに支援を受けることができる、というのが私の考えです。援助希求行動がうまくいった例として、我が家の体験をお伝えします。

不登校の娘がすぐに支援を受けられた例

小学5年生のころ、娘が不登校の状態になりました。そこで校長先生宛に手紙を書いて、「手のかかる娘に対し、担任の先生はよくかかわってくださっていますが、保護者の私が不安なので教育相談を受けさせてください」とお願いをしました。千葉市教育センターの教育相談は学校の校長先生経由で申し込む必要があったからです。

校長先生がすぐにセンターに連絡をしてくださったおかげで、早期に教育相談が受けられ、結果的に不登校を長引かせずにすみました。求めていた支援に早くつながれたのは、手紙でお願いをしたことと、「学校側に問題がある」といった書き方をしなかったからだと思います。むやみに対立関係を作らないことも、援助希求行動の大切なポイントです。

ごあいさつ

こんにちは。行政書士の佐々木あづさです。

セミナーは、テーマのリクエストだけでなく、日にちや曜日のご要望にもできる限りおこたえしています。ご希望がありましたら、裏面に記載の「Community Cafe b（ふらっと）」さんにぜひお伝えください。

個人や少人数のグループ、父母の会・PTAなどのセミナー講師役もお受けしています。資料もこちらで準備いたしますから、どうぞ気軽にご相談くださいませ。

セミナー予定のお問い合わせも大歓迎です。



障害のあるお子さんがいる 保護者向け

* ランチ交流会付きセミナー *

ご好評 テーマ 特集

「これまでは日程があわなくて参加できなかった」という方向けに、ご好評いただいている定番テーマのセミナーを開催します。おおまかな内容はこれまでと同じですが、以前参加くださった方にも満足いただけるよう、最新の情報や事例を加えます。もちろん交流会目当ての方も歓迎です。

※感染症流行などの影響で中止となる場合があります。

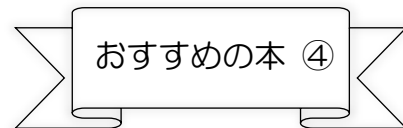
日時・テーマ： ※①～③は終了しました。
今後も追加の可能性あります。

- ⑩ 令和3年7月9日（金） 情報シート
- ⑪ 令和3年7月21日（水） 成年後見制度
- ⑫ 令和3年8月6日（金） 相続・遺言

[⑩⑪⑫]セミナー 午前10時30分～11時30分
ランチ交流会 午前11時30分～

場所：Community Cafe b (ふらっと)
千葉県緑区おゆみ野6-27-4B
電話 043-497-4375 ※駐車場・店裏側
ホームページ <https://cafe-hlat.com/>

参加人数：⑩⑪⑫それぞれ10名程度（要予約）
参加費：ランチ代1,650円
講師：佐々木あづさ／あづさ行政書士事務所
申込方法：電話かメールでご連絡ください。



Q&A 実務家が知っておくべき 社会保障 〈障害のある人のために〉

編著／佐々木育子
発行／日本加除出版
定価／4,600円＋税

社会保障制度の仕組みや事例への対応の仕方が、Q&A方式で具体的に説明されています。

専門家向きの本ですので、学校・施設など、障害のある人にかかわる団体や支援者におすすめします。問題解決に向けての手引きとして使えますから、辞書のように備えておけば役立つときがあると思います。

行政書士は、行政手続きと書類作成の専門家（国家資格者）です。



行政書士会公式キャラクター
ユキマサくん

【あづさ行政書士事務所】 行政書士 佐々木あづさ
〒260-0824 千葉県千葉市中央区浜野町 1025-106
TEL:043-312-2289 FAX:043-312-8800
PC-Mail：azusa.g@zc.wakwak.com
HP：http://park6.wakwak.com/~azusa.g/



障害児を育てているママに、ちょっと役立つ情報をお届けします。

No. 72

発行

あづさ行政書士事務所

発行日

2021年8月1日

ねこの手 どうぞ

ちば障害者等用駐車区画利用証制度

車いすマークなどのある駐車スペースを優先的に利用できる「利用証」ができました。利用証は、歩行が大変な障害者・要介護者・難病患者・妊産婦・けが人などが申し込むことができます。（※妊産婦・けが人は利用期限あり）

2021年7月1日から千葉県で始まったこの制度の名称は、「ちば障害者等用駐車区画利用証制度」です。一般的には「パーキング・パーミット制度」の名称で普及しています。地域ごとに名称や利用証は異なりますが、制度が導入されている地域なら、別の地域でも利用証を使うことができます。

利用できる駐車スペースは、下記のマークがあるところです。駐車する際には、利用証をルームミラーにかけたり車内に掲示したりします。



←[青色] 障害者等用駐車区画

思いやり駐車区画[緑色]→



利用証は、住んでいる市区町村の障害福祉課などの窓口に直接申し込むか、県の健康福祉指導課に郵送で申し込みます。

【制度の問い合わせ先】

千葉県 健康福祉部 健康福祉指導課

電話：043-223-3924（平日8：30～17：00）

検索キーワード：「千葉県・障害者・駐車場」

ごあいさつ

こんにちは。行政書士の佐々木あづさです。

毎月発行している無料ペーパーの「ねこの手 どうぞ」は、おかげさまで創刊号から6年がたちました。

読者の皆様と、配布・掲示にご協力くださる施設や職員の方々に心からお礼を申し上げます。感謝の気持ちは、これからもペーパーの発行を続けることで表したいと思えます。

過去のペーパーは、当事務所のサイトにPDFファイルですべて掲載しています。よろしければ一度、閲覧くださいませ。



障害のあるお子さんがいる 保護者向け

* ランチ交流会付きセミナー *

「親なきあと問題」(お金編)

お金の流れをととのえるには

「親なきあと問題」でのお金の心配は、収入の確保だけではありません。入ってくるお金と出ていくお金の流れをととのえる視点も大切です。社会制度と民間のサービスを知って、将来の選択肢を増やしましょう。



「親なきあと問題」シリーズは、これまでに「基礎編」「住まい編」をテーマにしてきました。それぞれで全体のお話しをしますので、個別にご参加いただけます。

日時：① 令和3年8月18日(水) } ※内容同じ
② 令和3年9月10日(金) }
[①②共]セミナー 午前10時30分～11時30分
ランチ交流会 午前11時30分～

場所：Community Cafe b (ふらっと)
千葉県緑区おゆみ野6-27-4B
電話 043-497-4375 ※駐車場・店裏側
ホームページ <https://cafe-hlat.com/>

参加人数：それぞれ10名程度(要予約)
参加費：ランチ代1,650円
講師：佐々木あづさ/あづさ行政書士事務所
申込方法：電話かメールでご連絡ください。

ペーパーの
コピーについて

「ねこの手どうぞ」をコピーして、活動グループなどでお配りいただくのは大歓迎です。ぜひどうぞ、お役立てください。

コピーは、ペーパーの表と裏を全面コピーするかたちでお願いします。両面コピーでも、片面コピー2枚でもいいです。

けれど、全面コピー以外の場合は、ご連絡をお願いします。片面や部分的なコピーだと、意味がよく伝わらなくなったり、誰がいつ書いた記事なのかがわからなくなったりしてしまうからです。念のため、確認をさせてくださいませ。

行政書士は、行政手続きと書類作成の専門家(国家資格者)です。



行政書士会公式キャラクター
ユキマサくん

【あづさ行政書士事務所】 行政書士 佐々木あづさ
〒260-0824 千葉県千葉市中央区浜野町1025-106
TEL:043-312-2289 FAX:043-312-8800
PC-Mail: azusa.g@zc.wakwak.com
HP: <http://park6.wakwak.com/~azusa.g/>

